

市民税・県民税 (住民税)

令和3年度の納税通知書を
6月4日(金)に発送します

徴収方法や納税額、
納期などご確認を

所得税の確定申告書の提出期限が延長されたため、申告書の提出時期によっては税額の算定が間に合わず、申告内容が納税通知書に反映されていない場合があります。内容が確認でき次第、更正を行います。

【市民税・県民税の納期】

①普通徴収	1期 6/30(水)	2期 8/31(火)	3期 11/1(月)	4期 令和4年 1/31(月)
②年金からの特別徴収	令和3年4月・6月・8月・10月・12月・ 令和4年2月(計6回)			
③給与からの特別徴収	令和3年6月～令和4年5月の毎月 (計12回)			

- ①普通徴収
(納付書または口座振替)
- ②公的年金等からの特別徴収
(年金からの引き落とし)
- ③給与からの特別徴収

の3種類の方法があります。6月4日(金)に納税通知書をお送りするのは①②の人です。③給与からの特別徴収の税額決定通知書は、各事業所を通して配布しています。

■普通徴収対象の人

指定金融機関や九州内のゆうちょ銀行・郵便局(沖縄県除く)、市役所債権管理課35番窓口、各出張所、コンビニエンスストア、スマートフォン収納(LIN E Pay、Pay Pay、Pay B)で納付できます。詳しくは、納付済通知書の裏面をご確認ください。

納付済通知書は機械で金額や数字を読み取りますので、折り曲げたり、汚したりしないようにご注意ください。全期前納は各期納付済通知書をまとめてご利用ください。

■公的年金等からの特別徴収対象の人

公的年金等に係る税額のみ公的年金等からの特別徴収となります。公的年金等

以外に所得がある人は、納付済通知書または口座振替、給与からの特別徴収により納付していただきます。

市民税課普通徴収係

☎ 2111111

内線(7713~7716)

市税に関する 証明請求の手続

所得・税額証明、納税証明、評価証明などの市税・資産税に関する証明は、個人情報にあたるため、本人の承諾がなければ発行できません。本人または住民票上同一世帯の親族以外の方が請求する場合は、本人の承諾内容を示す委任状の提出または本人確認書類(原本)の提示が必要です。(世帯分離をしている場合は同一世帯の親族になります)

※請求書・委任状の様式は、市ホームページ↓「申請書ダウンロード」↓「生活」↓「税の証明や届出」からダウンロードできます。

請求場所 市民税課(グラウンドフロア市税証明窓口31番)、各出張所

▼一般委任状の書き方の例

委 任 状
令和〇〇年〇〇月〇〇日

別府市長 あて

代理人 住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め〇〇証明の交付請求及び受領に関する権限を委任します。

・必要年度 年度 (通)

委任者
住所
氏名 (印)
生年月日

※便せんなどの用紙に記入してください。

▼証明請求に必要なもの

証明	請求者 (窓口に来る人)	必要なもの (本人確認書類=免許証・健康保険証など)
個人	本人 (住民票上同一世帯の親族)	・本人確認書類 (住民票上同一世帯の親族の本人確認書類)
	代理人 (本人以外の人)	・代理人の本人確認書類 ・本人の委任状(本人の印を押したもの) または本人確認書類(原本)の提示
法人	代表者	・代表者個人の本人確認書類 ・法人印(代表者印または社印)
	代理人 (代表者以外の人)	・代理人の本人確認書類 ・法人印(代表者印または社印) または法人印(代表者印または社印)を押した委任状

※窓口に来る人は、必ず本人確認書類をお持ちください。

市民税課税制係 ☎ 21-1111 内線(7711・7712)

介護保険のお知らせ

令和3年度介護保険料の

納入通知書を6月9日(水)に発送します

所得段階	年間保険料額	所得段階の説明	
第1段階 (基準額×0.3)	21,400円	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の基準所得額(注1)が80万円以下の人 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	
第2段階 (基準額×0.5)	35,700円	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の基準所得額(注1)が80万円超120万円以下の人	
第3段階 (基準額×0.7)	49,900円	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の基準所得額(注1)が120万円超の人	
第4段階 (基準額×0.9)	64,200円	本人が市町村民税課税で 本人が市町村民税非課税	前年の基準所得額(注1)が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	71,300円		前年の基準所得額(注1)が80万円超の人
第6段階 (基準額×1.2)	85,600円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が120万円未満の人	
第7段階 (基準額×1.3)	92,700円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が120万円以上210万円未満の人	
第8段階 (基準額×1.5)	107,000円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が210万円以上320万円未満の人	
第9段階 (基準額×1.7)	121,300円	本人が市町村民税課税で、前年の基準所得額(注2)が320万円以上の人	

(注1) 基準所得額=課税年金収入額+合計所得金額-長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額-公的年金等に係る雑所得
※合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

(注2) 基準所得額=合計所得金額-長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額
※合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。

※申請日よりあとの納期に

が必要で、
※昨年度軽減が適用された人も、今年度新たに申請

保険料の一部を軽減します。
※生活困窮者(生活保護受給者)を除く)から第3段階の人
で、次の要件を全て満たし、特に生活が困窮していると認められる場合は介護

生活困窮

保険料の軽減等

利用できる店舗や条件については納付書裏面をご確認ください。



普通徴収の人は、市内金融機関や郵便局をはじめ、コンビニエンスストアやスマホアプリでも納付できます。

普通徴収の人には、介護保険料納入通知書を、特別徴収の人には、介護保険料特別徴収開始通知書を発送します。

減します。

介護保険料を免除または軽減

症の影響により、生計を主として維持する人が死亡や重篤な傷病を負った場合、または事業の廃止や失業した場合、あるいは事業収入等が著しく減少した場合に

新型コロナウイルス関係(令和3年度のみ制度)

令和4年3月末まで申請受付します。

①世帯全員の収入額が生活保護基準の1.2倍以下
②市町村民税課税者に扶養されていないこと
③資産等を活用してもなお生活が困窮すると思われる状態にあること
④同一生計世帯員の現金及び預貯金の合計額が35万円を超えないこと

軽減の要件
(全てを満たすこと)

令和3年11月末までの申請は6月に申請があったものとして取り扱います。

申請・問

申請期限 6月30日(水)
高年齢者福祉課

※戸籍謄本の請求には、顔写真付き身分証明書などと手数料450円が必要です。

お祝品 記念品

お祝状

対象 令和3年4月1日〜令和4年3月31日の間に結婚50周年を迎えるご夫妻(昭和46年4月1日〜昭和47年3月31日の間に婚姻届を出されたご夫妻)



金婚式を迎える

ご夫妻をお祝いします

お問い合わせください。

※提出書類など詳しくはお問い合わせください。



介護保険課
☎(21)1463

国民健康保険（国保）税

令和3年度の納税通知書を

6月11日(金)に発送します

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人に対する減免制度については、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

保険税は皆さんの医療費にあてられる国保の大切な財源です。必ず納期内に納めましょう。市内金融機関や郵便局をはじめ、コンビニエンスストアやスマホアプリでも納付できます。納付書に利用可能な店舗や条件を記載していますのでご確認ください。

※6月は市役所から各種納付書の発送が重なるため、納付書の到着日が前後することがあります。

■国保税の更正

次のような被保険者が世帯にいる場合は、他市町村に前年の所得を照会中のため、所得0として算定しています。照会結果により第2期以降に国保税額を更正する場合があります。

①令和3年1月2日以降別

府市に転入などにより加入された人
②住民税が他市町村で課税される人

■加入手続は14日以内に

離職などにより社会保険などほかの健康保険の資格がなくなった人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

加入手続が遅れると、加入しなければならなかった日までさかのぼって保険税を納めなければならず、いざ病院にかかるときに医療費を全額負担しなければならぬ場合もあり、大きな負担となる可能性があります。現在無保険の人は、今すぐ加入手続をしてください。

■国保加入者で次の異動があった人は必ず届出を

①社会保険などほかの健康保険に加入した。

②住所や世帯主が変わった。

問 保険年金課

☎(21)1148

令和3年度国民健康保険税率の改定

令和3年度の国民健康保険

税率について、下記のとおり改定します。



国民健康保険の税率等

	医療分 (0歳～74歳)		後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)		介護分 (40歳～64歳)	
	旧	新	旧	新	旧	新
所得割率 (1人ずつ計算)	11.30%	9.80%	2.40%	2.40%	2.72%	2.72%
均等割額 (1人につき計算)	27,200円	27,200円	7,000円	7,000円	9,800円	9,800円
平等割額 (世帯につき計算)	23,000円	23,000円	4,600円	4,600円	7,000円	7,000円
限度額	63万円	63万円	19万円	19万円	17万円	17万円

改定内容

医療分の所得割率が、11.3%↓9.8%に下がります（賦課限度額は据え置きです）。

所得割額を計算する際の基礎控除額が33万円↓43万円となります。

医療分

被保険者の医療給付費（窓口負担分を除いた医療費）の支払いに充てる分

後期高齢者支援金分

75歳以上の後期高齢者の医療費を支援するため現役世代が負担する分

介護分

40歳から64歳（介護2号被保険者）を対象とした介護保険料相当分（加入する医療保険で負担）

国民健康保険税の改定に伴う影響額

※下記の表を参考
※夫婦2人の場合（内1人が40歳～64歳で、所得はその人の所得として計算）

計算の例	所得0円		所得200万円		所得760万円	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療分	23,200円	23,200円	266,100円	231,200円	630,000円	630,000円
後期高齢者支援金分	5,500円	5,500円	58,600円	56,200円	190,000円	190,000円
介護分	5,000円	5,000円	62,200円	59,500円	170,000円	170,000円
合計	33,700円	33,700円	386,900円	346,900円	990,000円	990,000円
差額	0円		-40,000円		0円	

問 保険年金課

☎(21)1148

令和3年度の後期高齢者医療保険料

■令和3年度の保険料率

後期高齢者医療の保険料率は左記のとおりです。

均等割額	4万7千円
所得割率	9.06%
賦課限度額	64万円

■保険料の計算方法

被保険者である高齢者一人ひとりが後期高齢者医療保険料を負担します。保険料額は被保険者全員が等しく負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額を合計して個人単位で計算されます。

■保険料軽減措置

平成30年度税制改正に伴い軽減判定所得の基準が下表のとおり変更されました。

※これまで7.75割軽減だった人は7割軽減に変わります。

※法令上7割軽減の対象者の保険料(均等割)は特例的に上乗せして軽減を行っています。また、令和元年度から段階的に見直され、令和3年度から特例分は廃止されます。

	令和2年度	令和3年度
7割	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	「基礎控除額(43万円)」+ 10万円 ×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯
5割	「基礎控除額(33万円)+ 28.5万円 ×世帯の被保険者数」を超えない世帯	「基礎控除額(43万円)」+ 28.5万円×世帯の被保険者数 + 10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯
2割	「基礎控除額(33万円)+ 52万円 ×世帯の被保険者数」を超えない世帯	「基礎控除額(43万円)」+ 52万円×世帯の被保険者数 + 10万円×(年金・給与所得者数-1)を超えない世帯

◎ 保険年金課 ☎(21) 1148

大分県後期高齢者医療広域連合
☎097(534)1771

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「仕事などで納付や加入・脱退の手続に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。納付や納付相談、加入や脱退の手続にご利用ください。

電話での相談も受け付けます。



日時 6月9日(水)、24日(木)
17時30分～20時

◎ 保険年金課 ☎(21) 1148

国民健康保険証の発送

■70歳になる人

国民健康保険加入中で70歳になる人(昭和26年6月2日～昭和26年7月1日生まれ)へ、令和3年7月末日までの高齢受給者証(一体型保険証)を6月下旬に郵送します。



◎ 保険年金課 ☎(21) 1148

交通安全指導員募集

内容 左記の小学校付近で、登校時に子どもたちへ交通安全指導をしていただける人。性別は問いません。

募集校区

南小、南立石小、朝日小、大平山小、山の手小

謝礼 10万円(年額)

指導時間 授業日の7時30分～8時30分(約1時間)

◎ 生活環境課 ☎(21) 1134

普通救命講習

毎月第2日曜日に開催予定の普通救命講習は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当分の間、中止とします。

※資格取得

等のため
修了証が必要な場
合は別途

◎ 相談ください。

◎ 消防本部警防課 ☎(25) 1124



国民年金の学生納付特例制度

令和3年度の1か月分保険料額= 16,610円

※学生納付特例制度では4月～翌年3月となります。
※学生で前年所得が一定以下の人は、申請することで、国民年金保険料の納付が猶予されます。

必要書類 年金手帳、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、在学期間のわかる在学証明書の原本または学生証(有効期限、学年、入学年月日の記載がある)のコピー

申請場所 保険年金課国民年金窓口(別府市役所)
別府年金事務所(西野口町)

※別府市役所での申請は別府市に住民票がある人に限ります。

※猶予されている期間は年金受給資格期間に含まれますが、将来受け取る年金額へ反映されません。猶予期間について10年間さかのぼって支払うことのできる追納制度があります。

◎ 別府年金事務所 ☎22-5111

6月1日は「景観の日」

6月は「まちづくり月間」

皆さんの思い浮かべる「住み良く美しいまち」とはどのようなまちですか。

ひとつひとつの建物が集まり、まち並みをつくっていきます。皆さんの心掛けで、別府市を魅力あるまちにしていきたいと思います。

◆市内で一定規模以上の建築や開発行為、建物の色を変える場合には届出が必要です。

◆鉄輪温泉地区・明礬温泉地区で建築や開発行為、建物の色を変える場合、全て届出が必要です。

問 都市計画課
都市開発係
☎(21)1471

危険ブロック塀等 除却費用の補助

■補助対象

コンクリートブロック造、石造、れんが造、そのほか組積造による塀

■補助要件

次の①～④の全てに該当し、市が危険であると確

認したブロック塀など

①道路に面するもの

②高さが1m以上のもの

③ひび割れまたは傾きが認められるもの

④建築基準法第44条第1項(道路内の建築制限)の規定に違反していないもの

※右記のほか、公道に倒壊するおそれがあるなど、状況により対象となる場合があります。

※隣家との境界や敷地内の通路に面しているものは対象外

■補助対象者

別府市内にブロック塀などを所有または管理する人でブロック塀などの除却を行う人

※ただし、次のいずれかに該当する人は除く。

◇国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体

◇補助申請を行う土地で、この補助金の交付を受けたことがある人

(この補助金によるブロック塀などの除却は、一面の土地につき一度のみ)

◇交付決定前に業者との契

約や除却工事を行った人

■補助金額

ブロック塀など除却費用の2分の1以内(上限7万円※千円未満切り捨て)

■申請期限

令和4年1月31日(月)まで
※令和4年2月28日(月)までに完了報告ができるものに限りです。

※申請受付は先着順です。

なお、募集は予算の範囲内で行うため、上限に達し次第募集を締め切ります。

問 都市計画課

☎(21)2570

債権者相談会

(要予約)

弁護士による30分程度の相談です。

借金問題でお困りの人はご相談ください。

日時 6月10日(木)

13時30分～16時30分

場所 市役所4階

4F-2会議室

定員 各6人(先着順)

申請 産業政策課

☎(21)1881

別府市の資源や魅力などを活かした

新事業のチャレンジや事業の拡充を支援します

必要な経費の一部を補助します

新たな事業展開やビジネスモデルを構築したい

別府市新事業チャレンジ支援補助金

補助対象者

- ① 別府市内に事務所等を有する中小企業者
- ② 別府市内に事務所を置き、新規に創業しようとする中小企業者
- ③ ①または②に該当する者を1人以上含み、2者以上の者で組織された共同体
- ④ 市税を完納していること

対象事業 事業転換及び業種転換に関する事業

補助金額

補助対象経費の3分の2以内(1,000円未満切り捨て)
※審査のうえ、予算の範囲内で補助金額を決定します。

事業の拡充や業態転換をしたい

別府市事業拡充支援補助金

補助対象者

- ① 別府市内に事務所等を有する中小企業者
- ② 市税を完納していること

対象事業 新分野展開及び業態転換に関する事業

補助金額

補助対象経費の3分の2以内(1,000円未満切り捨て)
※審査のうえ、予算の範囲内で補助金額を決定します。

補助対象期間 令和3年4月1日～令和4年1月31日 募集期間 令和3年6月14日(月)～8月31日(火)

※申請を検討する人は、事前にご相談ください。補助対象経費などの詳細は市ホームページをご覧ください。

問 産業政策課 ☎21-1132



児童手当

を受けている人へ

現況届は6月30日(水)
までに提出を

期限までに「児童手当現況届」を提出しない場合、6月分以降の手当を受けられなくなりま

す。
現況届の提出が必要な人には、5月末日に届出用紙を郵送します。必要書類を確認のうえ、届出用紙に記入して左記へお持ちいただくか、同封している返信用封筒で提出をお願いします。

提出期限 6月30日(水)

受付場所 市役所1階特設

会場(介護保険課横談話コーナー)または各出張所
※公務員の人は勤務先へ提出してください。

※児童手当の制度のしくみ、支給額、手続の詳細については市ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

HP 「市ホームページ」↓「生活」↓「子育て」↓「子育て支援」↓「児童手当」

問 子育て支援課
給付支援係

☎(21)1701

募集 別府市竹産業販路拡大及び開拓支援事業補助金申込

伝統的工芸品「別府竹細工」の振興を図るため、市内で竹産業において生産する製品の販路の拡大及び開拓のための事業を実施する小規模事業者に対し、必要な経費の一部を補助します。

対象者・条件

- 竹産業(製竹業、製造業、卸売業、小売業等竹に関するもの)及びつげ工芸に携わり、市内に主たる事業所を有する小規模事業者
個人の場合は、住所も市内に有すること
 - 令和3年4月1日以降新たにに取り組む事業で、令和3年度中に事業及び支払が完了すること
 - 市税を完納していること
- ※小規模事業者とは、常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする場合は5人)以下の会社及び個人

対象事業

- 製品販路拡大などのために、国内または国外の展示会、小売店等において、出店や宣伝をする事業
- 製品販路拡大などのために、インターネットを活用する事業

補助金額

補助対象経費の3分の2以内(千円未満切捨て)
上限10~30万円(事業内容により上限額が異なる)

募集開始

7月1日(木)~

※予算額に達し次第、募集は終了します。

詳しくは市ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

申問 産業政策課 ☎21-1132



温泉とともに別府が誇る伝統的工芸品

別府竹細工

別府竹細工の歴史は古く、別府近郊の良質な竹に恵まれたことが発端となり、発展してきました。はじまりは諸説ありますが、江戸時代、日本一の湧出量を誇る別府温泉に訪れた湯治客が土産品や日用品を持ち帰ったことから人気が高まり、地場産業として定着していきました。

その後高度経済成長期に入り、プラスチック製品の普及により大打撃を受けた竹産業。苦境に直面しましたが、これまで積み重ねてきた職人の伝統と技術により美術品などの高級竹製品へと進化を遂げてきました。

大分県で唯一の伝統的工芸品

別府竹細工は、昭和54年に経済産業省から大分県唯一の伝統的工芸品として指定されました。これは別府の誇るべき財産であり、守り、承継していくためにも後継者の育成に注力しています。



▲丁寧な手しごを重ね作り出される工芸品は、温かみにあふれ、様々な表情をもっている

わたしたちのねがい

新型コロナウイルス感染症流行から人権を考える

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、下記のような人に対して、誤った情報や偏見による不当な差別、いじめなどの人権侵害が起きています。

- ・感染した人やその家族、濃厚接触者となった人
- ・医療機関の関係者やその家族
- ・流行が拡大している地域を訪問した人 ・外国人

また、感染した人が利用した店や施設等に対する誹謗・中傷、さらにそれによる風評被害も起きています。

特に、今回の新型コロナウイルス感染症流行については、インターネット上における根拠のない書き込みと、その拡散が差別助長・風評被害拡大の一因となっています。

このような時だからこそ、私たち一人ひとりが正しい知識を持ち、新たな情報に対して冷静に対応し、新型コロナウイルス感染症をめぐる不当な差別や風評被害などを生み出したり拡散したりしないよう、改めて人権について考えてみましょう。

6月の無料人権相談 お気軽にご相談ください

日時 6月9日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所4階 4F-1会議室(予約優先)

☎ 共生社会実現・部落差別解消推進課 ☎ 21-1291

<毎年6月1日は人権擁護委員の日>

あなたのまちでは別府市長から推薦され、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が活動しています。毎月第2水曜日に無料人権相談を実施していますので、困りごとや悩みごとはお気軽にご相談ください。

小野正春、安達美和子、高尾加代子、徳田貴美子、松本久美子、佐藤久美子、伊藤貞之、神宮千鶴、児玉明、宮脇命人、雨宮洋子、河野重義、早崎久砂美(敬称略)

☎ 大分地方法務局人権擁護課 ☎ 097-532-3161

人権啓発センター の各種講座

場所 人権啓発センター
(石垣東10丁目)

※参加希望の人は、電話で
共生社会実現・部落差別
解消推進課へ申込み。

◆**センターチャレンジ教室**
(前期分)

日時 6月15日(火)

10時～12時

定員 10人(先着順)

◆**市民人権講座**

日時 6月23日(水)

10時～12時

テーマ 部落差別問題

演題 「他人ごと」

で終わらせない

学びを

講師 県人権問題研修講師

玖珠町社会教育課

池部小枝子さん

◆**人権ミニ講座**

日時 6月16日(水)

10時～11時30分

テーマ 高齢者と人権

演題 笑顔あふれる

地域づくり

講師 NPO法人川添なの

はなクラブ副会長

岩本とみ代さん

☎ 共生社会実現・

部落差別解消推進課

☎ (21)1291

人権啓発センター

☎ (23)6163

令和3年第2回 市議会定例会 会期日程

6月14日(月)～29日(火)の
16日間を予定しています。

※変更になる場
合があります。

☎ 議会事務局

☎ (21)1547



別府市功労表彰推薦募集(市民活動部門)

市民活動(ボランティア・善行活動など)を長年にわたって続け、社会に貢献されている人をご紹介します。

表彰対象 市民もしくは市に関係ある個人、
または市内に主たる事務所を有する団体

対象となる活動

- ①常時または定期的に行われたボランティアで市民生活の向上に貢献した活動(月1回以上の活動で、個人10年以上・団体12年以上)
- ②他の模範となる善行活動
- ③公共的団体等へ継続して行った寄付(個人20年以上・団体25年以上)

推薦方法

推薦書に記入し、直接または郵送・メールで下記へ。
推薦書は下記窓口や各出張所、各地区公民館で配布しています。市ホームページでもダウンロードできます。

募集期限 6月30日(水) ※郵送は必着

選考方法 別府市表彰審査会で受賞者を決定し、9月以降に通知します。

表彰式 11月3日(水・祝)

☎ 秘書広報課 ☎ 21-1123

☎ sec-ma@city.beppu.lg.jp



▲市ホームページ

6月23日～29日は男女共同参画週間

令和3年度キャッチフレーズ

～女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。～

様々な場面で活躍したいという希望を持つ全ての働く女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の職業生活における活躍に関する法律「女性活躍推進法」が平成28年4月に施行されました。

別府市では、令和3年度に「湯のまちべっぴー 第3次男女共同参画プラン」《令和3～12年度の10か年計画》を策定します。性別に関わらず全ての人がいきいきと輝く社会作りを目指し、男女共同参画センターを拠点として様々な取組を行っています。

また、女性が安心して子どもを産み、育てながら働くことができるよう、市内企業、団体などに向けての「ワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでいます。

お互いの個性を大切に「あなたがあなたらしく、わたしがわたしらしく」一人ひとりが豊かな人生を送ることができる社会を目指しましょう。

☎ 別府市男女共同参画センター

☎ 21-8289



男女共同参画センターあすべっぴーでは様々な講座を行っています。お気軽にご参加ください。

身近な人権講座

日時 6月24日(木)

13時30分～
15時30分

場所 南部地区公民館

(浜脇1丁目)

テーマ 部落差別問題

演題 人権尊重のまちづくり

～ネット上の差別について考える～

講師

大分県教育庁人権教育・

部落差別解消推進課

秋吉邦治さん

◎ 社会教育課

☎(21)1587

共生社会実現・

部落差別解消推進課

☎(21)1291

人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談を電話や面接でお受けします。

日時 月～金曜日 9時～16時

※受付15時30分まで。

※祝日、年末年始は除く。

場所・◎

人権啓発センター(石垣

東10丁目) ☎(23)6163



子どもに関する 弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、ぜひご相談ください。

日時 6月25日(金)

16時～18時

場所 光の園子ども家庭支

援センター内(荘園)

内容 子どもや子育て環境に関する悩みを、法律や人権の観点から弁護士に相談できます。

※無料。1人30分程度。

※電話で左記へ申込み。

◎ 別府市子ども家庭

総合支援拠点(光の園)

☎080(3371)0874

消費生活相談

消費生活に関するトラブルや契約・解約などの相談を受けています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

日時 毎週月～金曜日

9時～16時30分

※土日、祝日は除く。

相談員 消費生活専門相談員

場所・◎ 別府市消費生活

センター

(市役所4階産業政策課内)

☎(21)1881

マイナポイント・ マイナンバーカードの出張申請サポート

マイナポイントやマイナンバーカードの申請方法がわからない人に、下記の日程で出張申請サポートを行います。
※マイナポイントは、令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した人が対象で、マイナポイントの申請期限は9月末です。

【6月巡回予定】 各日 10時～16時

9日(水)	あすなろ館
16日(水)	南部出張所
23日(水)	朝日大平山地区公民館



詳しくはこちら

持ち物

【マイナポイントの申請】

- ・マイナンバーカード
- ・カード取得時に設定した4桁のパスワード
- ・キャッシュレス決済で使用するカードやアプリが入ったスマートフォン

【マイナンバーカードの申請】

- ・QRコード付き交付申請書(なければ通知カード)
- ・本人確認書類
顔写真付きの公的な本人確認書類であれば1点、
顔写真のない公的な本人確認書類であれば2点

◎ QRコード付き交付申請書に関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

(平日9時30分～20時 土日祝9時30分～17時30分)

出張申請サポートに関すること

情報政策課 ☎75-8521 (平日8時30分～17時)



ご存じですか 行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣から委嘱され、無報酬で、国などが行っている業務に対する苦情や要望・意見を住民から受け、問題解決の促進を図る住民と行政のパイプ役です。

相談は無料で、相談内容などの秘密は堅く守られます。お気軽にご相談ください。

【行政相談委員(別府市担当)】

中野 康恵さん 浜川 和久さん

◎ 自治連携課 ☎21-1125

総務省大分行政監視行政相談センター

(きくみみ大分) ☎097-533-1100

地獄蒸し工房鉄輪 料金などの変更

7月1日(木)から下記のとおり変更します。

区分	変更前	変更後
	金額	金額
地獄蒸し釜	基本使用料 400円 (20分以内)	基本使用料 400円 (15分以内)
	延長使用料 200円 (10分または 端数を増すごと)	延長使用料 200円 (10分または 端数を増すごと)
地獄蒸し釜 (大)	基本使用料 600円 (20分以内)	基本使用料 600円 (15分以内)
	延長使用料 300円 (10分または 端数を増すごと)	延長使用料 300円 (10分または 端数を増すごと)
回数券 (10枚つづり)	1冊 3,000円 ※地獄蒸し釜(大) を使用時は回数券 2枚(40分以内)	1冊 2,500円 ※地獄蒸し釜(大) を使用時は回数券 2枚(20分以内)

◎ 観光課 21-1128

小・中学校用教科書展示会開催

市民の皆さんを対象にした小・中学校用教科書展示会です。

期間 6月11日(金)～24日(木)

閲覧時間 9時～17時

※土・日曜日も閲覧できます。

展示物 令和3年度に別府市立小中学校が使用している教科書

展示会場 別府市教育相談センター(野口ふれあい交流センター南館)

☎ 学校教育課 21)1574

農地農業相談

日時 6月17日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階 農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員

農業委員・農地利用最適化推進委員



※予約は6月9日(水)までに電話で左記へ申込み。

☎ 農業委員会事務局 21)1178

湯んなか元気塾参加者募集

温泉を活用した湯中運動以外に、食事やお口の健康、温泉の豆知識など幅広い内容です。

日時 6月9日～11月24日の毎週水曜日
受付13時30分～ 開始14時～

※詳細は、受講決定後に案内を送付します。

場所 北浜温泉テルマス 定員 20人程度

- 要件
- ①別府市にお住まいの人
 - ②65歳以上の人
 - ③更衣、入浴動作で介助を要しないこと
 - ④会場までご自身で通える人(送迎はありません)
- ※通院・治療中の人は、かかりつけ医に相談してください。

費用 テルマス利用料1回700円(団体割引あり)

申込方法 下記へ電話で申込み。

※応募者多数の場合は、新規の人優先。

☎ 健康推進課 21)2188

令和3年度ひとまもり・おでかけ支援事業 バス回数乗車券を販売します

市内に居住する高齢者の移動手段確保を目的に、バス回数乗車券購入費の一部を助成します。

販売期間・場所・必要なものなど

購入・利用できる人	別府市の住民基本台帳に記載されており、昭和27年4月1日以前生まれの人
対象路線・区間	大分交通(株)と亀の井バス(株)が運行する路線バスで別府市内の区間
販売価格	1冊1,000円(額面2,000円分) ※1人12冊まで
販売期間	7月1日(木)～令和4年3月31日(木)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 亀川・朝日・南部の3出張所では、 <u>6月28日(月)</u> から先行販売を行います。 ※7月上旬は混雑が予想されます。バス回数乗車券は、充分にご用意していますので、新型コロナウイルス感染対策のため、できるだけ混雑時期を避けてお越しくください。
販売場所・時間	<p>■先行販売【6月28日(月)～30日(水) 9時～16時】 混雑緩和のため、亀川・朝日・南部出張所で先行販売を行います。 ※7月1日(木)以降も引き続き販売します。</p> <p>■通常販売【7月1日(木)～】 市役所1階高齢者福祉課 9時～16時30分 ※7月1日(木)～7日(水)までは市役所1階特設会場 亀川・朝日・南部出張所 9時～16時</p>
利用可能期間	令和3年7月1日(木)～令和5年6月30日(金)
必要なもの	運転免許証、健康保険証などの本人確認書類、印鑑 ※代理が購入する場合は、窓口に来る人の本人確認書類も必要です。

県内の新型コロナウイルス感染状況によっては、販売開始時期が変更になる可能性があります。

※詳しくは右記へお問い合わせください。 ☎ 高齢者福祉課 21)1442

令和3年度 まちづくり出前トーク 講座メニュー

「まちづくり出前トーク」は、市民の皆さんが下記の「講座メニュー」の中から知りたいテーマを選択し、皆さんのところに市の職員が出向き、市の取組や市政の課題などをお話しするものです。

- **目的** 市の政策や事業などについて、説明と意見交換を行うことで理解を深めていただき、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するものです。
- **対象** 市内に在住、在勤、在学している人で、おおむね15人以上の団体やグループ
- **開催時間** 平日：10時～21時（1時間30分程度）
土・日曜日・祝日（年末年始は除く）：10時～17時（※担当課と要調整）
- **場所** 市内の公共施設など（会場の借上料の負担、会場の手配、参加者などへの周知・募集は申込団体で実施していただきます。）
- **費用** 無料（材料費などがかかる場合は負担をお願いする場合があります。）
- **申込方法** 申込書に下表の希望テーマなどの必要事項を記入し、開催希望日の2週間前までに自治連携課へFAXまたは郵送でお申し込みください。市ホームページからも申込できます。
※申込後、担当課と日程調整をしていただきます。
- **申込・問合せ先** 〒874-8511 別府市上野口町1番15号 別府市役所自治連携課
☎21-1125 FAX 21-6399



※苦情、要望、陳情をお伺いする場ではありませんので趣旨をご理解のうえ、お申し込みください。
政治、宗教、営利を目的とする場合はお申し込みいただけません。

番号	テーマ	担当課
1-1	情報公開制度、個人情報保護制度について	総務課
1-2	市税の概要について	市民税課 資産税課
1-3	別府市の財政について	財政課
1-4	まち・ひと・しごと創生について	政策企画課
1-5	選挙のお話	行政委員会 総合事務局
2-1	協働のまちづくりについて	自治連携課
3-1	別府市の主要観光事業について	観光課
4-1	国民健康保険について	保険年金課
4-2	国民年金について	
4-3	後期高齢者医療について	
4-4	今こそ知ろう！わたしたちのまち（医療費・保険料(税)・健康など）	市民課 情報政策課
4-5	市民サービスの向上（マイナンバーカード、登録型本人通知制度など）	
4-6	障がいに対する理解の促進	障害福祉課
4-7	子育て支援の紹介①（手当制度など）	子育て支援課
4-8	子育て支援の紹介②（子育て支援施設など）	
4-9	子育て支援の紹介③（別府市ファミリー・サポート・センター事業）	
4-10	高齢者福祉施策について	高齢者福祉課
4-11	介護保険制度について	介護保険課
4-12	成年後見制度について	
4-13	別府版エンディングノート「これからノート」活用講座	
4-14	健康づくり施策について	健康推進課
4-15	生活習慣病対策～年に1度は健康診査～	
4-16	みんなで健活べっぷを健幸	

番号	テーマ	担当課
5-1	別府の温泉について	温泉課
5-2	ごみの分け方、出し方について	生活環境課
5-3	リサイクルについて	
5-4	市道の維持管理について	都市整備課
5-5	別府の水ができるまで	上下水道局 総務課
5-6	別府水道100年の歴史	
5-7	水道料金について	上下水道局 営業課
5-8	給水装置工事について	
5-9	水道施設の紹介	上下水道局工務課
5-10	公共下水道について	上下水道局下水道課
6-1	別府市の都市計画について	都市計画課
6-2	景観計画について	
6-3	市道の改良と長寿命化について	都市整備課
7-1	別府市内の文化活動・国際交流活動について	文化国際課
8-1	男女共同参画について	市民課
8-2	「部落差別解消推進法」について	共生社会実現・部落差別解消推進課
8-3	人権教育啓発について	
8-4	学校教育の課題解決に向けた取組について	学校教育課
8-5	地域学校協働活動について	社会教育課
8-6	「別府学」別府の歴史について	
8-7	スポーツを通じた健康づくり	
9-1	わが家の防災対策	防災危機管理課
9-2	火災予防について	消防本部 予防課
9-3	住宅用火災警報器の設置について	